

大飯中学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

令和5年4月1日改定

令和6年4月1日改定

令和7年4月1日改定

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを生徒が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に関する基本理念及び責務を明らかにすると共に、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめをなくすることを旨として行われなければならない。そのため、本校では、次の4点を基本理念とし、いじめ防止等の対策を講ずる。

(1) いじめを絶対に許さない、いじめられている生徒を守り抜く姿勢

全教職員が、「いじめは、どの生徒にも、どの集団にも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害問題である」という共通認識に立ち、協働して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解消100%に努める。

(2) 「心の教育」の充実

一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う教育を通じて、勇気を持って行動できる生徒の育成を図る。

(3) 人権尊重の態度を育む教育

全ての生徒が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるようにする。

(4) 安心して過ごせる環境

生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、町、県・町教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめ防止等の対策に全力で取り組む。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。

また、個々の行為（けんかやふざけ合い）が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、見えないところで発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、その生徒の立場に立つて行うこととする。

3 いじめ防止等のための具体的取組み

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

① コミュニケーションを重視した学校・学級づくり

(ア) 学校行事や生徒会主催の行事において、異年齢集団による活動を意図的に取り入れ、他者理解・自己理解の力や自分の思いを「伝える力」を向上させる。

(イ) 互いの思いや考えを交流させることによって、生徒一人一人にとって「居心地の良い」学校・学級や生徒同士の絆を深めさせる。

(ウ) 学級・学年での仲間づくりの取組みを強化し、生徒のリーダー性を育成するとともに、生徒の関係づくりを行う。

(エ) 福井県版ポジティブ教育プログラムを実践する。

② ほめて伸ばす教育の充実

(ア) 芸術やスポーツ等も含め、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高める。

(イ) ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教える機会を持つ。

③ 人権教育の充実

(ア) 「いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」ということを生徒に理解させる。

(イ) 生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に、人権意識の高揚を図る。

(ウ) 生徒同士が認め合える仲間づくりを進める。また、道徳や学級活動等で人権の視点を取り入れた授業を行う。

(エ) 障がいへの理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う授業を行う。

④ 道徳教育の充実

(ア) 道徳教育推進教師を中心として、生徒に自分や他者の考え方に気づかせ、自らの道徳的判断力を高めようとする道徳教育や道徳科の授業を行うことにより、いじめを未然に防止する。

(イ) 対話を通じて考えを深める道徳科の授業を大事にし、人としての「気高さ」・「心遣い」・「やさしさ」・「人間の持つ弱さ」等に触れさせることによって、自らの生活や行動を省察する心情・態度を育成する道徳教育を展開することによって、いじめを未然に防止する。

(2) 学校評価への位置づけ

教職員・生徒・保護者に1学期末、2学期末に学校評価アンケートを実施する。結果をもとに、振り返り、課題に対する取組みを考え、全教員で実施する。

(3) いじめの未然防止

① 「心」の育成（三心三行動の見直し）

- (ア) 挨拶を「心を繋ぐ」活動と位置づけ、豊かな人間性や社会性を育てる。
- (イ) 清掃時間を「心を磨く時間」と位置づけ、「黙働流汗清掃」を推進する。
- (ウ) 朝の玄関は「心を整える場所」と位置づけ、下足箱の靴を揃えることを通して心を整え、一日の学校生活をスタートさせる。
- (エ) 朝読書を中心に読書活動を充実させ、生徒一人一人に物事を多面的・多角的に見る力や豊かな情操を育む。

② 授業改善

- (ア) 主体的・対話的で深い学びが進められる授業の研究・実践に努め、生徒の資質・能力を育成する。
- (イ) 授業における生徒指導を大事にする。

③ 「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画・実践する。

④ 生徒の主体的活動の充実

- (ア) 生徒会（委員会）活動や学級活動を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組みを推進する。
- (イ) 学校体育・部活動・体験活動において、運動やチームプレイ等を通して、互いの心情・立場を理解し、豊かな心、自己有用感、及び社会性や勤労観を育む。

⑤ 情報モラル教育の充実

- (ア) インターネット・SNS等に関する正しい知識を持たせる。
- (イ) 大飯中 SNS 憲章をもとにインターネットを使用する際のルールやマナーを守るよう指導するとともに、インターネットのリスクを回避する力を身につけさせる。

⑥ 言語環境の整備

教師自らが正しい言葉で話すとともに、生徒の不適切な言葉遣いに対して指導を行う。

⑦ ほめる指導

生徒の悪いところを指摘するよりも、良いところ、頑張っているところを取り上げて、ほめて生徒を伸ばす指導を心がける。

⑧ 「開かれた学校」の構築

「開かれた学校」の観点に立ち、「学校は、いじめを決して許さず、いじめられた生徒を徹底して守り、いじめ根絶のために全力を尽くす」という姿勢を家庭・地域に示し、いじめ防止等について保護者や地域住民の理解や協力を求める。

⑨ 職員の資質向上

いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する処置等についての校内研修を行い、職員の資質向上を図る。

⑩ 合理的配慮が必要な生徒への適切な支援

生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) いじめの早期発見 ～小さな変化への気づき～

① 積極的ないじめの認知

(ア) 休み時間等に校内巡視を行い、いじめの早期発見、積極的にいじめを認知するよう努める。できるだけ「生徒がいる所には、近くに教職員がいる」ことを心がける。

- ・授業を終え、次時が空き時間の場合はその教室または階に残る。
- ・授業開始3分前に教室に入り、生徒の様子に目を配る。
- ・給食前、昼休みの指導及び巡視を行う。
- ・月1回のアンケート実施と同時に、常時生徒の様子に目を配る。気がかりなチェック項目が多い生徒については学年部会で共有し、いじめとの関連がないか検討する。

参考) いじめの早期発見チェックリスト

- 1) 遅刻・欠席・早退等が増えた。
- 2) 朝の挨拶や健康観察の返事に元気がない。顔色が悪い。
- 3) 保健室に行きたがる。保健室等で過ごす時間が増えた。
- 4) 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。
- 5) 机が少し離されている。班にする時に、机を離されたり避けられたりする。
- 6) 休み時間に一人で過ごすことが増えた。
- 7) 遊び仲間が変わった。
- 8) 仲間からいつもと違う呼び方をされている。
- 9) 笑われたり冷やかされたりする感じがある。
- 10) 教職員と視線を合わそうとしなかったり、関わりや会話を避けたりしようとする。

(イ) 担任をはじめ教職員は、生徒が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。

- ・ふざけ合い、じゃれ合い、追いかっこ等は注意深く観察する。
- ・思いこみやイメージで生徒を見ない。
- ・廊下や教室で暴れる生徒を制止できない場合は、学年部会の協力を得て指導する。

(ウ) 生活ノート等の活用によって、担任は生徒・保護者と日頃から連絡を密にし、信頼関係を構築するよう努める。

- ・毎日使用する生活ノートに生徒の気持ちや考えを書かせる(生活ノートの使い方を生徒と確認する)。
- ・周りの生徒に見られることを不安に思うことも考えられるため生徒とのやりとりには工夫をする。

(エ) 保健室の様子を注意深く観察する。

- ・養護教諭や保健室にいる職員は、保健室来室者や話の内容に注意する。
- ・養護教諭と情報交換を密にする。

② いじめアンケート・教育相談の実施

(ア) 毎月のアンケート実施

- ・原則月末に実施し、記名式で行う。1か月の生活を振り返ると同時にいじめの有無を確認する。
- ・回収後は、速やかに内容を担任がチェックし主任が確認する。
- ・結果報告については、運営委員会にて報告する。緊急の場合は「学年主任→生徒指導主事→教頭→校長」の経路で速やかに報告する。
- ・いじめの可能性ある記述があれば学年部会で共有し、「いじめ対策委員会」に報告する。

(イ) 学級担任やスクールカウンセラーによる定期的な教育相談を通して、悩み等を聞き取ったり、適切な助言を与えたり、学級や仲間へ働きかけたりして、迅速な対応と好ましい人間関係の構築を図る。教育相談の場では、生徒の話を最後までしっかり聞く。

③ 欠席日数への注意と対応

(ア) 欠席が連続したら必ず家庭訪問する（最低でも3日目には）。月3日目の欠席になったら学年部会で欠席の背景や日頃の様子等を話し合い、家庭に様子を確認する。

(イ) 通院の場合、終わり次第登校するように（そのまま欠席しないように）働きかける。

(ウ) 欠席理由が「体調不良」等ははっきりせず気がかりな場合は、理由を丁寧に聞き取る。

- ・電話があったら担任に電話をかわり、担任が対応することを原則とする。
- ・担任以外が理由を聞いたが、欠席理由がはっきりしない場合など気になるときは担任が再度連絡を取る。

④ 適切な対応

教職員間で情報交換を行い生徒理解に努め、改善を図る指導を行う。ただし、合理的配慮が必要な生徒に対しては、対応を調整する。（宿題の量を調整するなど）

⑤ 生徒から相談されやすい人間関係の構築

言葉掛けが少ない生徒がないか注意しながら、日頃から生徒との関係づくりに努める。

⑥ 家庭・地域との連携

家庭訪問や電話連絡等を通して、日頃から保護者との情報交換を密にすると共に地域住民や関係者との連携を進めることにより、家庭・地域における生徒の変化を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

⑦ 情報の共有

些細な情報でも放置したり、問題でないと独断したりすることがないようにし、得られた情報を関係教員が共有することを徹底し、対応が遅れたり問題が深刻化したりにすることのないようにする。

(5) いじめの事案対処

① いじめを発見または相談を受けた場合は、速やかに、いじめ対応サポート班を立ち上げ、状況を報告・確認し、学校の組織的な対応につなげる。

②被害・加害生徒への対応

(ア) 速やかにかつ慎重に事実確認を行う。加害生徒、被害生徒の話を丁寧に聞き取る。

- (イ) 被害生徒の保護、心配や不安を取り除き、被害生徒を守る。
- (ウ) 加害生徒に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる姿勢を大切にすると共に、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。
- (エ) 被害生徒を守るという前提のもと、加害生徒の気持ちやいじめの背景にも思いを寄せつつ対応する。
- (オ) 当該生徒だけの問題にせず、学年全体の問題として考えることが必要である。

- ② いじめに対する情報を適切に記録する。
- ③ いじめ対応サポート班において情報共有を行った後は事実関係を確認の上、対応方針を決定し、いじめを受けたあるいは報告した生徒の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、適切な指導をおこなう。またいじめを受けた生徒を徹底的に守り通す。
- ④ いじめを受けた生徒といじめを行った生徒の保護者に対し、事実関係を速やかに説明し、適切な対応が行えるように協力を求めるとともに、関係機関・専門機関との連携の下に必要な指導や支援を継続的に行う。
- ⑤ いじめを行った生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、その行為が相手の心身に及ぼす影響について気付かせるなど適切かつ毅然とした指導を行う。それとともにいじめに至った家庭環境や人間関係などの背景を把握し、計画的に指導する。
- ⑥ 警察等との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察と連携する。
 - (ア) 必要に応じて町教育委員会と連絡を取りながら対応すると共に、関係機関との連携を図り速やかな解決に努める。
- ⑦ 家庭との連携
 - (ア) 家庭に対して誠意を持って対応し、家庭訪問等により迅速に事実関係を伝え、いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
 - (イ) 保護者との連携を密にし、保護者の信頼を得るよう努めながら対策を講じる。
- ⑧ 外部人材の活用と関係機関との連携
必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関との連携を図りながら早期解決に向けた対策を講じる。

(6) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この期間は少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえて日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導を行う。

(7) いじめによる重大事態への対処 ～速やかな報告と対応～

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告する。
- ② 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ③ 町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

(8) いじめ発生後の対応 ～心のケアと雰囲気づくり～

- ① 継続的に被害・加害生徒への指導・支援を行う。
 - (ア) いじめが一旦解決したと判断した後、担任は1週間以内に2回以上、その後2週間以内に1回以上、関係生徒にその後の様子を確認する。（必要であれば面談する）。その後は経過を見て必要な対応を行う。
 - (イ) 学年主任は、担任がしっかりフォローしているか確認する。
- ② スクールカウンセラー等を活用し、被害・加害生徒の心のケアを図る。
- ③ 生徒一人一人にとって「居心地の良い」学校・学級の雰囲気づくりに努める。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導・支援の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催する。

構成員	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等
活 動	☐ スクールプランに基づく取組みの実施 ☐ 「具体的な年間計画」「いじめ防止基本方針」の作成・実行・検証・修正 ☐ 早期発見のためのシステムづくり（気がかり生徒の状況把握、迅速な情報交換、記録、共有、連絡体制づくり、アンケート） ☐ 教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針についての周知 ☐ 生徒を育てるための具体的な活動の計画、実施状況確認（いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」「絆づくり」の計画的な教育活動の実践状況確認） ☐ いじめに関する情報があつた時の対応 ・ いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の迅速な収集、共有、記録。 ・ 事実関係の確認、いじめの認知（生徒、教職員、保護者等） ・ いじめに関する指導や支援の体制、対応方針の決定。（教育委員会や関係機関等との連携・協力要請） ☐ 取組みの点検（学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検 学校基本方針に基づく取組みの実施）

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

構成員	生徒指導主事、当該学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等
活 動	☐ 対応策の立案・実行 ☐ 個別面談による情報収集・関係者からの聴取（事実確認、記録） ☐ 当該いじめ事案の対応方針の決定 ☐ 関係生徒への指導・支援 ☐ 関係保護者への対応 ☐ いじめ対策委員会へ連絡、相談、対応状況の報告 ☐ 被害生徒やその保護者への継続的な支援 ☐ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等関係機関との連携 ☐ 対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方策の提案

(3) 組織図

いじめ対策委員会 (常設)

いじめの
情報

連絡：担任、教科担任等 部活動顧問

校 長

教 頭

教務主任 生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- ☐ スクールプランに基づく取組みの実施 ☐ 「具体的な年間計画」「いじめ防止基本方針」の作成・実行・検証・修正
- ☐ 早期発見のためのシステムづくり（気がかり生徒の状況把握、迅速な情報交換、記録、共有、連絡体制づくり、アンケート）
- ☐ 教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針についての周知
- ☐ 生徒を育てるための具体的な活動の計画、実施状況確認（いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」「絆づくり」の計画的な教育活動の実践状況確認）
- ☐ いじめに関する情報があつた時の対応
 - ・いじめに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の迅速な収集、共有、記録。
 - ・事実関係の確認、いじめの認知（生徒、教職員、保護者等）
 - ・いじめに関する指導や支援の体制、対応方針の決定。（教育委員会や関係機関等との連携・協力要請）
- ☐ 取組みの点検（学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検学校基本方針に基づく取組みの実施）

関係教員

- ・教科担任
- ・部活動顧問
- ・養護教諭
- 等

認知

いじめ対応サポ
ート班の立ち上げと
メンバーの選任

方針等

窓口：教頭

報告
連絡
相談

外部人材

- ・SC ・SSW ・SS
- 関係機関**
- ・教育委員会 ・PTA ・警察
- ・児童相談所 ・地方法務局
- ・医療機関 ・民生児童委員 等

いじめ対応サポート班 (特設)

生徒指導主事

当該学年主任、担任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー

- ☐ 対応策の立案・実行
- ☐ 個別面談による情報収集・関係者からの聴取（事実確認、記録）
- ☐ 当該いじめ事案の対応方針の決定
- ☐ 関係生徒への指導・支援
- ☐ 関係保護者への対応
- ☐ いじめ対策委員会へ連絡、相談、対応状況の報告
- ☐ 被害生徒やその保護者への継続的な支援
- ☐ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等関係機関との連携
- ☐ 対応状況の報告と今後の具体的な指導・支援方策の提案

5 いじめ対策の年間行動計画

毎日の教師の動き	・人権教育 道徳教育の実践 ・心の教育3つの柱（あいさつ、黙働流汗清掃、靴そろえ）に関する継続的な指導 ・授業間の休み時間、給食前、昼休みの校内巡視 ・生徒観察及び情報収集（生活ノート、声かけ、観察等） ・欠席への対応（理由の把握と共有） ・情報交換及び気になる事項の報告
定例の教師の動き	・いじめ対策委員会等での生徒についての情報交換 ・アンケートの実施（毎月1回の振り返りアンケート、いじめに関する項目含む） ・学年部会 ・登校指導等

月	教師の動き、支援等	生徒の活動等		
		1年生	2年生	3年生
4	いじめ対策委員会 ・いじめ防止基本方針についての共通理解 ・学年集会・学級指導等での指導 ・三心三行動に関する心の指導 ・家庭環境調査 ・通学指導（通年） ・生徒総会	入 学 式		
		(学活)望ましい集団を作るために自分たちで目標を作る		
		4月の振り返り		
5	いじめ対策委員会 ・家庭訪問 ・生徒総会計画、生徒支援 ・Q-U 実施 ・小中連携 (6年時担任との情報交換) ・PTA 総会（保護者への説明） ・衣替え	生 徒 総 会（自主・自立の精神を育む）		
		[学活]- みんなが安心・安全に過ごせる学級について話し合う		
		ポジティブ教育プログラム（ピアサポ）		
		(学活)SOS の出し方に関する教育		
		Q-U、5月の振り返り		
6	いじめ対策委員会 ・第1回教育相談 - 早期対応 ・Q-U アンケート結果報告分析 ・前期校内研修会 ＊保護者アンケート実施	第1回教育相談→必要な対応		
		ポジティブ教育プログラム（ピアサポ）		
		大飯中祭に向けて（異学年活動 学級活動 委員会活動）		
		親子道徳		
		6月の振り返り		

7	いじめ対策委員会 ・ひまわり教室の実施 ・保護者会（生徒の情報収集） ・夏季休業-事前指導（しおり作成）、巡視、部活動指導、家庭訪問、電話訪問等での生徒把握 ・職場体験（2年）計画、準備 ＊学校評価、課題と対策	ポジティブ教育プログラム（ピアサポ） (特)職場体験学習 ひまわり教室（情報モラル） 7月の振り返り 下足箱清掃 部活動等の活動
8	いじめ対策委員会 -1学期組の反省 ・保育所訪問（3年）計画、準備 ・校区内巡視	(家)保育所訪問
9	いじめ対策委員会 ・大飯中祭計画、生徒支援 ・三心三行動に関する心の指導	夏休みの振り返り [学活]-2学期の目標を立てる 大飯中祭に向けて（異学年活動 学級活動 委員会活動） ポジティブ教育プログラム（ピアサポプランニング） 9月の振り返り
10	いじめ対策委員会 ・Q-U実施 ・生徒総会計画、生徒支援 ・後期校内研修会 ・衣替え ＊保護者アンケート実施	[学活]-いじめの未然防止について考える ポジティブ教育プログラム（ピアサポ） Q-U、10月の振り返り
11	いじめ対策委員会 ・第2回教育相談-早期対応 ・Q-Uアンケート結果報告分析 ・福祉体験（3年） ・生徒総会	生徒総会（自主・自立の精神を育む） 第2回教育相談→必要な対応 [学活]-情報モラル（SNSも含む） 11月の振り返り
12	いじめ対策委員会 -2学期組の反省 ・人権週間、人権集会計画、準備 ・保護者会（生徒の情報収集） ・冬季休業-事前指導（しおり作成）、巡視、部活動指導 ・薬物乱用防止教室の実施 ＊学校評価、課題と対策 ・小学6年生体験入学計画、生徒支援	人権週間の取組（人権尊重の精神を育む） ポジティブ教育プログラム（ピアサポ） 下足箱清掃 冬季休業中の生活指導 小学6年生体験入学 薬物乱用防止教室 12月の振り返り

1	いじめ対策委員会 ・三心三行動に関する心の指導	ポジティブ教育プログラム（レジリエンス） 1月の振り返り
2	いじめ対策委員会 ・全校レクリエーション計画、生徒支援	全校レクリエーション（生徒会の自主的活動） [学活] - 1年間の振り返りを行い、今後の生活について考える。 ポジティブ教育プログラム（ピアサポ） 2月の振り返り
3	いじめ対策委員会 ・取組みの点検・見直し ・卒業式 ・学年末休業-事前指導、部活動指導 ・小中連携 (情報交換、引継ぎ、連携)	卒業式（感謝・自尊感情の育成） ポジティブ教育プログラム（レジリエンス） 3月・1年の振り返り 修了式 下足箱清掃